

文教委員会資料④

2 所管事務の調査（報告）

(3) 川崎市地域子ども・子育て活動支援助成モデル事業中間報告について

資料1 川崎市地域子ども・子育て活動支援助成モデル事業中間報告について

資料2 川崎市地域子ども・子育て活動支援助成モデル事業中間報告書

こども未来局

(平成28年11月18日)

本事業の目的

地域と連携して日常的・継続的に子どもの健全育成に資する活動を行う団体等の取組に対し、補助金を交付することにより、地域における子どもの居場所づくりを促進し、地域社会全体で子どもを見守り、安全・安心な環境の中で子どもの健全な育成が図られる制度を構築することを目的とする。

平成27年度事業について

1 実施状況について

- 募集時期・期間 平成28年1月12日～2月3日
- 補助対象期間 平成28年1月～3月
- 補助上限額 補助対象経費の2分の1かつ100万円を限度とする。
- 補助金交付団体 10団体を選定

市内で子ども（20人以上）を対象とした子どもの健全育成活動を日常的かつ継続的に実施しており、次の要件を満たしている団体を選定した。

- ・ 町内会・自治会、民生委員児童委員、学校関係者等の地域の関係者・団体が運営に関わっていること。
- ・ 年間200日程度活動していること等の要件を満たしていること。 ほか

● 取組状況

- ・ 交付団体のほとんどが、週5～6日、年間250～300日、固定の場所で小学生を対象とした子どもの預かり事業を行っていた。
- ・ 多くの交付団体において、団体の運営そのものに町内会役員や青少年指導員等の関わりがあった。これまでそのような関わりを持っていなかった団体も、本モデル事業を契機に、運営体制を見直す等の対応を行った。
- ・ 不特定多数を対象とした、地域における居場所づくりを行う団体のほか、定期的にイベントを開催し、地域に活動場所を開放している団体もあった。
- ・ 町内会と連携したイベントの開催や定期的な地域の清掃活動等、地域の様々な人との関わりの中で、子どもの預かり事業を実施している団体があった。

2 平成27年度事業の検証について

(1) 募集から選考までに関すること

- ・ 主に、利用可能時間や利用可能日等、日常的・継続的に子どもの居場所づくりを行っているかといった点を重視し、年間を通じて活動している団体を選定した。
- ・ 要綱制定等、事業構築に時間を要し、募集開始時期が遅れ、1月になったことにより、十分な周知期間を取ることができなかつたことから、補助対象期間が短期間になるとともに応募の段階で団体の活動内容が一分野に偏る状況となった。

(2) 募集要件等に関すること

- ・ 活動日数、活動場所の固定についての要件設定が厳しかったことも、応募団体の活動内容

が一分野に偏る状況の要因であった。

(3) 事業の目的に関すること

- ・ 地域との交流を目的とした活動については、地域におけるイベント開催やイベントへの参加をした団体が多くあり、活動そのものに地域が携わることで、子どもの居場所づくりを行ったという点について、今後の地域との連携に向けた取組のきっかけになったと考える。

3 平成27年度事業の課題について

(1) 募集から選考までに関すること

- ・ 幅広い分野から多くの応募を促すため、様々な媒体を活用し事業の周知を図る必要あるとともに、事業成果を高めていくためにも補助対象期間を広げる必要があることから、次年度は可能な限り早期に募集を開始する必要がある。

(2) 募集要件等に関すること

- ・ 活動日数や活動場所、地域との連携のあり方等の要件について、見直しを図る必要がある。

(3) 事業の目的に関すること

- ・ 地域との連携の中で、実施する取組がさらに充実されるよう、要件等の見直しを図る必要がある。

平成28年度事業について

平成28年度事業については、以下の点を踏まえて制度構築を図った。

■ 川崎市子ども・若者ビジョン策定に伴う変更

平成28年3月に川崎市子ども・若者ビジョンを策定し、事業の目的にビジョンの基本的な方向性に関する視点を追加するとともに、応募条件、審査の観点等の変更を行った。

■ 平成27年度事業の課題解決に向けた変更

平成27年度事業の課題を解決するため、以下の変更を行った。

地域との連携方法の変更／早期募集開始及び十分な募集期間の確保／広報の充実
活動場所の要件変更／補助対象期間の拡充／活動日数に応じた補助区分の設定

1 実施状況について

- 募集時期・期間 平成28年5月24日～6月20日
- 補助対象期間 平成28年7月～平成29年3月
- 補助区分及び上限額

補助区分	A区分	B区分
補助額決定にあたっての条件	年間を通じて、日常的・継続的に(年間200日以上)活動している。	左記の要件を満たしていない場合でも、本事業の目的に合致し、先例となるような取組(新規事業可)である。
補助額	事業実施に必要な経費の1/2かつ上限80万円	事業実施に必要な経費の1/2かつ上限40万円

川崎市地域子ども・子育て活動支援助成モデル事業中間報告について

● 補助金交付団体

18団体（A区分；12団体、B区分；6団体）を選定

- ・ A区分内訳；小学生を対象とした子どもの預かり事業9団体
未就学児までを対象とした居場所づくり事業2団体
不登校児等を対象とした学習支援事業1団体
- ・ B区分内訳；子ども食堂3団体
学習支援事業2団体
子ども向け図書館事業1団体

次の2つの条件等を満たしている団体を選定した。

- 川崎市子ども・若者ビジョンに掲げる課題解決に向け、次の取組を行っている。
 - ・ 困難な課題を抱える子どもに対する支援を行っている（または予定）。
 - ・ 特別な支援が必要な子どもに対する支援を行っている（または予定）。
 - ・ 子どもが安全・安心に過ごせる居場所づくりを行っている（または予定）。
- 行政・関係機関や、町内会・自治会、民生委員児童委員、青少年指導員等の地域の人が活動に関わっている。
 - ・ 地域の関係団体等が、それぞれの立場から活動に参加し、助言を行う等、地域と連携した中で、活動内容の充実が図られている（または予定）。

● 現地調査の状況

補助金交付団体に対し現地調査を行ったところ、以下のような取組状況が見られた。

- ・ 小学生を対象とした子どもの預かり事業を行う一方で、すでに地域で子ども食堂を実施している団体との連携により、子ども食堂を開催している団体もある。地域からのボランティア協力を得る等、地域の活動拠点として、広がりが期待されている。
- ・ 未就学児までを対象とした居場所づくり事業や子ども向け図書館事業については、近隣に特別養護老人ホーム等があり、高齢者と子どもが普段から気軽に交流を図っている等、地域における多世代交流の場としての役割を担っている。
- ・ 今回、交付団体となった子ども食堂については、いずれの団体も今年度から新たな取組として実施しているものである。月1～2回実施しており、障害者やひきこもりの若者が食事を提供する等、就労支援を兼ねていたり、退職後の栄養士や保育士等がボランティア参加等、地域人材の掘り起こしがされていたり、地域社会全体で、子どもたちを支え・見守る取組となっている。
- ・ 子ども食堂については、多世代交流のほか、支援物資の提供や調理ボランティアの申し出等、地域住民がつながる・集う場として、広がり始めている。
- ・ 今回、交付団体となった学習支援事業については、いずれの団体も既存事業であるものの、生活保護世帯の受入を他区にも広げたり、地域のボランティアによる軽食の提供を始めた等、地域社会全体で、子どもたちを支え・見守る取組となっている。
- ・ 子ども食堂や小学生までの預かり事業については、近隣の高校生や大学生等、若者がボランティアとして参加する活動も見られ、若者の社会参加への一助となっている。

2 平成28年度事業の募集及び選考状況について

(1) 募集から選考までに関する事

- ・ 年度当初からの制度設計により、9か月という補助対象期間となったが、平成27年度事業より募集開始を早めたこと、補助対象期間を長くしたことから、昨年度より多くの団体からの応募があった。
- ・ 審査については、審査項目や審査の観点を募集段階から公開することで、一定程度の公平性を担保することができた。

(2) 募集要件等に関する事

- ・ 川崎市子ども・若者ビジョンの基本的な方向性に関する視点を募集要件等に入れたことにより、要件の趣旨に即した、ビジョンに掲げる課題解決に向けた取組を行う団体の応募が多数あった。
- ・ A・B区分を設けたことにより、昨年度より幅広い分野からの応募があった。
- ・ 今年度応募があった団体は、既存事業を発展させた提案をした団体や、団体所有の場所を活用して新規に事業の提案をした団体のみであり、新たに団体を立ち上げて提案をした、といったケースはなかった。
- ・ 交付団体の補助対象経費の内訳の中では、家賃の占める割合が高い団体が多く、地域と連携した取組を行っているものの、その取組に関する経費が見えにくい状況がある。

3 平成29年度事業の募集に向けて

(1) 募集から選考までに関する事

- ・ 平成29年度のモデル事業については、1年を通して安定的な事業を実施できるよう、平成28年度内に募集を開始する必要がある。
- ・ 審査・選考にあたり、さらなる公平性が担保されるよう、市職員以外の外部の意見を聴く必要性について、検討する必要がある。

(2) 募集要件等に関する事

- ・ 要件を満たす団体については可能な限り多く選定できるように、A・B各区分の要件及び上限額について検討する必要がある。
- ・ 新規団体の参画を促すため、新規事業を立ち上げる際、最も難しい場所の確保について、市としてできる対応策があるか検討する必要がある。
- ・ 地域と連携した取組の実施が明確化されるように、その仕組みを検討する必要がある。
- ・ 初期投資費用がかかる新規事業を立ち上げる場合について、補助対象経費を検討する必要がある。

◎ 今後のスケジュール(予定)

平成29年2月上旬	文教委員会で平成29年度事業内容の説明
2月中旬～3月中旬	事業募集
3月下旬～4月上旬	選考・交付決定